

議案第49号 副市長の選任について

- 本案は、市原市副市長池田信一(イダ シンイチ)が平成30年3月31日をもって任期満了となるため、再度同氏を副市長として選任しようとするものである。

生年月日 昭和28年10月16日

住 所 市原市君塚1丁目31番地3

議案第50号 監査委員の選任について

- 本案は、市原市監査委員安藤秀一(アントウ シュウイチ)氏が平成30年3月31日をもって任期満了となるため、新たに平田浩造(ヒラタ コウゾウ)氏を監査委員として選任しようとするものである。

生年月日 昭和32年12月4日

住 所 君津市向郷824番地

議案第51号 損害賠償等請求事件及び債務不存在確認請求事件に係る和解について

- 本案は、建物の建築工事請負契約に係る損害賠償等請求事件に、市が原告被告双方に対して債務が存在しないことの確認を求め、独立当事者として参加した訴訟について、千葉地方裁判所の和解案に応じ和解しようとするものである。

◆(参考)事件及び和解の概要

居住用建物を建築することを注文した原告(市原市姉崎の男性)が、当該注文を受けた被告(千葉市若葉区高品町の株式会社)に対し、平成27年5月に損害賠償の訴えを千葉地方裁判所に提起した。訴訟提起の理由は、建築の際、平成26年度に下水道が設置される予定であったにもかかわらず、被告が調査を怠った結果、当該建物に合併浄化槽を設置したことである。

被告は、当該建物の下水処理方法として合併浄化槽の方法を選択したのは、市原市職員の説明に起因するのであるから、被告が敗訴した場合に、市にその損害賠償を請求することが可能であることを理由に市原市に訴訟告知をした。

この訴訟告知を受け、市は原告被告双方に対して債務が存在しないことの確認を求め、平成27年8月に独立当事者として訴訟に参加し(※)、この度千葉地方裁判所より市の主張を認める和解案が示された。

※平成27年第3回市議会定例会

議案第54号 専決処分の承認を求めることについて(訴訟の提起について)

和解条項

- (1) 被告は、原告に対し、本件和解金として金200万円の支払義務があることを認める。
- (2) 被告は、原告に対し、前項の金員を平成30年4月27日限り、原告の指定する口座に振り込んで支払う。  
ただし、振込手数料は被告の負担とする。
- (3) 原告及び被告は、参加人(市原市)に対して、原告及び被告が本件に関し参加人に対して一切の請求権を有しないことを確認する。
- (4) 原告は、被告に対し、その余の請求を放棄する。
- (5) 原告、被告及び参加人は、原告と被告、原告と参加人、被告と参加人との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務が存在しないことを相互に確認する。

(6) 訴訟費用は各自の負担とする。